

国立大学法人高知大学実習施設等貸付規則

平成16年4月1日
規則第93号

最終改正 令和3年9月10日規則第20号

(趣旨)

第1条 総合研究センター海洋生物研究教育施設及び農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター嶺北フィールド（以下「実習施設等」という。）の貸付けについては、この規則の定めるところによる。

(貸付者の制限)

第2条 実習施設を貸付けすることのできる者は、高知大学（以下「本学」という。）の職員、学生、その他実習施設の長が特に認めた者とする。

(貸付けの手続)

第3条 実習施設を借受けしようとする者は、別記様式第1号の貸付許可願をあらかじめ実習施設の長に提出し、許可を受けなければならない。

(貸付けの許可)

第4条 実習施設の長は、貸付許可を認めるときは、別記様式第2号の貸付許可書を送付するものとする。

(貸付料)

第5条 貸付けの許可を受けた者は、別に定める貸付料を前納しなければならない。

2 既納の貸付料は、原則として返還しない。

(貸付許可の取消し又は変更)

第6条 実習施設の長は、次に掲げる場合には貸付許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 本学において特別に使用の必要が生じたとき。

(2) 貸付目的が不相当であることが判明したとき。

(損害の弁償)

第7条 借受者がある責に帰すべき事由により建物又は物品等を破損し、又は紛失したときはその損害を弁償しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年7月12日規則第17号）

この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月18日規則第116号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第15号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年9月10日規則第20号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

貸 付 許 可 願

年 月 日

実習施設の長 殿

借受者所属機関名

借受者若しくは借受者代表職氏名

下記のとおり借受けしたいので許可願います。

なお、借受けにあたっては、高知大学実習施設等貸付規則及び指示に反しないことを
確約いたします。

記

1 借受目的

2 借受者（職・氏名）

外 名（別紙借受者名簿のとおり）

3 借受施設等及び日時

施 設 名	日	時
	自 年 月 日 時 至 年 月 日 時	
	自 年 月 日 時 至 年 月 日 時	
	自 年 月 日 時 至 年 月 日 時	
	自 年 月 日 時 至 年 月 日 時	
	自 年 月 日 時 至 年 月 日 時	

4 備考（最初の食事の準備、研究実習上で特に希望する事項等）

別記様式第2号（第4条関係）

貸 付 許 可 書

年 月 日

殿

実習施設長

年 月 日付けで願い出のあった貸付けについては、下記のとおり許可
します。

記

1 貸付目的

2 貸付許可施設、日時及び納入すべき貸付料

施 設 名	日	時	貸 付 料
	自 年 月 日 時 至 年 月 日 時		円
	自 年 月 日 時 至 年 月 日 時		
	自 年 月 日 時 至 年 月 日 時		
	自 年 月 日 時 至 年 月 日 時		
	自 年 月 日 時 至 年 月 日 時		
計			